

令和8年度大野城市保育料表（1 / 2）

＜保育認定の子ども（2号・3号認定）＞

○ 外：第1子
○ 内：第2子

※ひとり親世帯等の保育料は、右ページ【ひとり親世帯・在宅障がい児（者）のいる世帯等】を参照

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		保育料（月額）		
階層区分	定義	0～2歳児（3号認定）		3歳以上児（2号認定）
		保育標準時間	保育短時間	
第1	生活保護世帯	0（0）	0（0）	無償化対象
第2	市町村民税非課税世帯	0（0）	0（0）	
第3	市町村民税所得割額 第1階層を除き、前年度市区町村民税（9月以降は当該年度分）の税区分が右区分に該当する世帯	24,300円未満	14,200（7,100）	
第4		48,600円未満	19,500（9,750）	
第5-1		57,700円未満	24,700（12,350）	
第5-2		72,800円未満	24,700（12,350）	
第6-1		77,101円未満	30,000（15,000）	
第6-2		97,000円未満	30,000（15,000）	
第7		133,000円未満	37,200（18,600）	
第8		169,000円未満	44,500（22,250）	
第9		235,000円未満	52,700（26,350）	
第10		301,000円未満	61,000（30,500）	
第11		349,000円未満	70,500（35,250）	
第12	397,000円未満	80,000（40,000）		
第13	397,000円以上	97,000（48,500）	94,300（47,150）	

階層	保育料の多子軽減制度 （算定対象のうち第何子かで保育料が変わります）			延長保育料		3歳以上児の副食費 ※0～2歳児は保育料に含む		
	算定対象	第1子	第2子	第3子以降	保育標準時間	保育短時間	第1・2子	第3子以降
第1	—	無料	無料	無料	無料	1回 200円	無料	
第2	生計を一にする全ての子ども							
第3～第5-1	生計を一にする全ての子ども							
第5-2～第13	同一世帯から同時に保育施設など（※）を利用している子ども（小学生以上は算定対象外）	全額	半額	無料	1ヶ月 3,000円 ※日割なし		施設の定める額	無料

第3子以降の保育料のみ生計を一にする子ども全員が算定対象となります

（※）保育施設など…

認可保育所（園）、家庭的保育事業、小規模保育事業、認定こども園、企業主導型保育事業、幼稚園、特別支援学校幼稚部、児童発達支援、医療型児童発達支援、児童心理治療施設、居宅訪問型児童発達支援

★階層区分認定の際の基礎となる課税額は、住宅借入金等特別税額控除、配当控除、外国税額控除、寄附金税額控除などの適用はありません。

★子どもの年齢は、当該年度4月1日時点の年齢により決定されますので、年度途中で誕生日を迎え、年齢があがっても、年齢による保育料の変更はありません。

★年度途中で入所した場合も、子どもの年齢は、当該年度4月1日時点の年齢により決定されます。